

国保からの **ワンポイント** アドバイス!



「最近、足腰が痛いので整骨院に行こうかな」と思ったあなた! その前に上手なかかり方を教えます。

整骨院や接骨院で受ける施術には、医療保険が適用される場合と適用されない場合があります。また、はり・きゅう・マッサージに保険の適用を受けるには医師の同意書が必要です。医療保険適用が認められない場合は、全額自己負担となりますので注意が必要です。

使える場合 保険証が

打撲、捻挫、挫傷(肉離れなど)、骨折・脱臼の応急処置(※緊急時の応急処置以外は医師の同意が必要)

仕事中や通勤時以外の急性または亜急性(急性に準ずる)の外傷性傷病の場合は、医療保険が適用されます。

使えない場合 保険証が

日常生活における疲れや肩こり、スポーツなどによる肉体疲労、神経痛、リウマチ、慢性関節炎、加齢による腰痛や五十肩の痛み、脳疾患後遺症などの慢性病、仕事中や通勤途中の負傷(労災保険の対象)

施術の際は次のことに注意しましょう!

負傷の原因を
正しく伝えましょう

医療機関との
重複受診はできません

施術が長引くときは、
医師の診断を受けましょう

☎ 町民税務課医療給付係 ☎ 46-1373

キッズ☆ チャレンジ

～ひんやりスイーツを作ろう～

子ども向けのスイーツ講座を開催します。

今回は、ひんやりスイーツとして「パフェ」を作ります。

【日時】6月11日(日) 午前9時～11時 (8時50分まで集合) 【場所】戸倉公民館

【対象】町内在住の小学3～6年生 【定員】15人 【参加費】300円(※当日徴収)

【持ち物】エプロン、三角巾、上靴 【申込期限】6月2日(金) ただし、定員になり次第締め切ります

●申込先 戸倉公民館 ☎ 46-9920

地域の健康づくりリーダー「保健福祉推進員」を紹介

皆さんは、保健福祉推進員を知っていますか。地域には、行政区長さんや衛生組合長さんがいますが、同じように、保健福祉推進員さんがいます。保健福祉推進員は、検診の受診票を配布したり、各種検診一括申込の用紙を配布・回収したりしています。その他にも、地区の健康教室の企画や健康相談会など、皆さんの健康づくりに関するお世話もしています。地域の健康づくりリーダーといっても過言ではありません。

また、現在進めている南三陸町第2期健康づくり計画（食育推進計画を含む）にも携わっています。保健福祉推進員と町の保健師、管理栄養士は、年2回の会議を持ち、連携しながら健康づくりを進めていますので、「うちの地区で調理実習をしてほしい」とか「効果的なダイエット法を知りたい」などの要望を地区の保健福祉推進員に話してほしいと思いますし、ぜひ参加しましょう。

第2期健康づくり計画の基本理念である「**ここからでも健やかで おどって えがお あふれるまち みなみさんりく**」を目指し、**みんなで健康づくりを始めてみませんか。**



会議での話し合いの様子

☎保健福祉課健康増進係 ☎46-5113



サンオーレそではま
海水浴場
管理運営業務受託者募集

今年7月にサンオーレそではま海水浴場が新しくオープンします。このオープンに伴い海水浴場を管理運営する事業者を募集します。募集要項および申込書は町のホームページからダウンロードしてください。
【募集期間】5月15日(月)～25日(木) 午後5時
☎ 商工観光課観光振興係
☎ 46-11385

「歌津」コミュニティ図書館・
魚竜「臨時休館」します

歌津総合支所の完成により図書館も元の場所（支所横）へ移転します。その移転作業を行うため、臨時休館とします。ご迷惑をお掛けしますが、よろしくお願ひします。
なお、移転後は、歌津公民館図書室として再開します。
【休館期間】5月16日(火)～6月4日(日)
☎ 南三陸町図書館 ☎ 46-2670

「仮称」地域ささえあいモール」
説明会の開催

南三陸町社会福祉協議会では、町と協力しながら、志津川東地区に「仮称」地域ささえあいモール」を建設する計画を進めています。この施設は、デイサービスなど高齢者へのサービスのほか、子育て世帯や障がい者の生活支援など、地域の幅広いニーズに対応しながら、町民の皆さんが気軽に集い、触れ合う福祉と交流の拠点として運営していくことを目指しています。
説明会では、この施設の概要説明

とともに、皆さんから再建後の生活の様子や課題を伺い、施設を使った活動内容などについての意見やアイデアをいただきたいと思っておりますので、ぜひご参加ください。

【日時】5月21日(日)午前10時～
【場所】志津川東復興住宅第二集会所
☎ 保健福祉課被災者支援係
☎ 29-6451
☎ 46-3041

歌津FC
活動メンバー募集

歌津で活動している社会人サッカーチームです。サッカーで友達を作りたい人、運動不足を解消したい人など、男女問わずサッカー未経験者でも参加OK(中学生・高校生可)。難しい練習などはまったく無く、2チームに分かれてゲームを楽しみます。一緒に、この楽しい時間を過ごしませんか。興味のある人はご連絡ください。

【活動曜日・時間】木曜日
午後7時～8時30分
【活動場所】伊里前小学校グラウンド

【募集年齢】13歳以上
【活動会費】500円/月(※学生は無料)
☎ 歌津FC代表橋本信悦
☎ 090-1933-0325

5月は
児童福祉月間です

『できること たくさんあるよきみのこ』
5月は、児童福祉月間です。児童に対する理解と認識を深めるとともに、子育てに関する悩みや困りごとは、ひとりで悩まずにお気軽にご相談ください。

相談・☎
〈総合ケアセンター南三陸1階〉
保健福祉課子育て支援係
☎ 46-11402
保健福祉課健康増進係
☎ 46-5113
〈総合ケアセンター南三陸2階〉
地域子育て支援センター
☎ 46-3042



自立相談支援センターの
開所時間変更

平成27年4月1日に生活困窮者自立支援法が施行され、生活保護を受給している人以外で、生活に困っていて、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある人(生活困窮者)に対して、生活保護に陥るその前の段階で早く自立できるように、専門性を有する支援員(主任相談支援員、相談支援員、就労支援員)が相談に応じ、支援へとつなげる生活困窮者自立支援制度が始まっています。これまで、宮城県から委託された「自立相談支援センターひありんく」が相談業務を行っておりましたが、6月1日から開所受付時間に変更となりますので、お知らせします。

【開所時間】月～土曜日 午前9時～午後5時
【休所】日曜日・祝日・年末年始ほか
【住所】大崎市古川台町9-20
リオーネふるかわ内B1-2

☎ 自立相談支援センターひありんく
☎ 0229-25-5581
※夜間などの時間帯の相談(午後5時30分～午前8時30分)は、「よりそいホットライン(☎0120-279-226)」で対応します。



今年、民生委員制度は
100周年を迎えます

民生委員制度は、大正6年に岡山県で創設された「済世顧問制度」に始まり、今年で制度創設100周年を迎えます。

民生委員・児童委員とは

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、各地域において身近な相談相手として、地域住民からの生活上の心配ごとや困りごとなどの相談に応じ、その課題が解決できるよう、必要な支援への「つなぎ役」として活動しています。また、民生委員は「児童委員」を兼ねています。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

誰に相談したらいいかわからない、近くの人に話にくいと感じたら民生委員・児童委員にご相談を

暮らしのなかで生じるさまざまな問題について、家族や当事者で解決できればよいのですが、あまり抱え込んでしまうと状況が悪化してしまふことがあります。そんなときは、ぜひ民生委員・児童委員にご連絡ください。民生委員には守秘義務があり、皆さんの相談内容について、他人へ漏らすことはありませんのでご安心ください。

☎ 保健福祉課社会福祉係 ☎ 46-2601



南三陸町内で発生した火災原因のランキング!

住宅無火災記録:志津川地区761日、歌津地区818日を継続 (4月25日現在)

南三陸町では、住宅無火災記録を継続しています。しかし、建物火災以外の火災は、平成24年から昨年までの5年間で27件も発生しているのです。

火災の原因となる危険ポイントを理解し、火の取り扱いを注意することで、無火災記録を継続させていきましょう。



ごみ焼き、野焼き 4件

最も多かったのは、ごみ焼き(2件)、野焼き(2件)でした。「家庭ごみを焼却中にその場を離れた」や「刈り取った草を焼却中に下草に燃え広がった」などが挙げられました。



タバコ 2件

タバコの火は小さな火源ですが、先端は700℃程度とされています。全国的にみても出火原因の第1位となっていることから、「寝タバコ」や「タバコのポイ捨て」は絶対に行わないこと。タバコの火の始末を確実にいきましょう。

火遊び 2件

子どもの火遊び撲滅のため、家庭にあるライターやマッチは、子どもの手の届かない場所へ保管しましょう。

ごみ焼き、野焼きは、
県の条例で原則禁止
されています!



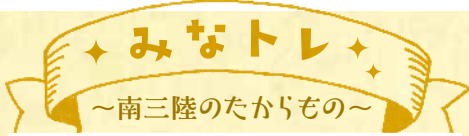
☎ 南三陸消防署 ☎46-2677
歌津出張所 ☎36-2222

法定相続 情報証明制度が 始まります!

5月29日(月)から全国の登記所(法務局)で、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」が始まります。この制度は、法定相続人が誰であるのかを登記官が証明するものです。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります(※)。手続先が複数ある場合、手続きが同時に進められるなど、とても便利な制度となっています。発行に必要な書類など、詳しく法務局ホームページまたは、お問い合わせください。

(※) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、各機関にご照会ください。

☎ 仙台法務局気仙沼支局 ☎22-6692



田束山経塚群 県指定記念物(史跡) 歌津字樋の口(田束山)

昭和46年、レストハウス建設計画を発端とした発掘調査が行われました。当時頂上付近は低木が茂り、その林中に塚状の土盛りが見られましたが、それが何であるかは不明でした。発掘調査をした結果、1個の青銅製の筒を発見し、今からおよそ800年前の経塚であることが確認されました。筒の中には朱書の経文(法華経)10巻が入っていました。約800年前の平安時代、日本でも末法思想(まっぽう)が広がり、末法の世になると世の中は荒廃し治安が乱れるとされました。仏教界では末法の荒廃から法華経の尊い教えを守るため、霊山の峰に塚を掘り、埋納したといわれています。

土地に埋もれている昔の建物跡や土器・石器などは町の大切な文化財です。一旦壊してしまえば二度と元に戻すことができません。これから住居の新築や土地の造成・改良などをする場合は、必ず教育委員会にご一報ください。

☎ 教育委員会生涯学習課 ☎46-2639

ご存知ですか?
文化財保護のこと